

技管第1431号  
令和8年3月23日

一般社団法人 山梨県建設産業団体連合会長 殿

技術管理課長

生コン工場の $\textcircled{\text{適}}$ マークに係る対応について（参考送付）

このことについて、別添のとおり令和8年3月19日付けで山梨県生コンクリート品質管理監査会議議長より通知がありました。

山梨県県土整備部では、次の停止期間中において、受注者が当該工場を選定する場合は、別紙1を参考に対応することとしますので参考に送付します。

対象工場 三吹生コン株式会社（北杜市武川町三吹 1755）  
停止理由 令和7年度 品質管理監査 により不合格となったことによる  
停止期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 監査結果より令和8年度についても $\textcircled{\text{適}}$ マークの交付は行われません。

技術基準担当  
055 (223) 1682

令和8年3月19日

山梨県生コンクリート品質管理監査会議  
特別委員各位

山梨県生コンクリート品質管理監査会議  
議長 齊藤成彦  
(公印省略)

三吹生コン(株)三吹工場の令和7年度 品質管理監査結果について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はコンクリートの品質向上につきましては、  
平素から深いご理解とご支援を頂き深く感謝申し上げます。  
さて、三吹生コン(株)三吹工場について、令和7年度 品質管理監査結果も  
合格と至らず、従いまして(適)マークの使用に適合する工場として令和8年度の  
有効期間(令和9年3月31日まで)出荷は出来ないこととなりますのでご承知置き  
下さい。

お手数をお掛けいたしますが何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

令和 6 年 12 月 26 日

山梨県生コンクリート品質管理監査会議

副議長 山梨県県土整備部長 秋山 久 様

山梨県生コンクリート品質管理監査会議

議長 齊藤 成彦

(公印省略)

### 三吹生コン(株)三吹工場の地区会議（書面審議）の結果について

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はコンクリートの品質向上につきましては、ご理解とご支援を頂き深く感謝申し上げます。

さて、三吹生コン(株)三吹工場については、令和 6 年 11 月 25 日に開催された「山梨県生コンクリート品質管理監査会議」において議長預かりとなっておりました合否判定について、過日各特別委員の皆様方に書面審議の形式でお諮りしたところ、不合格の判定となりました。

つきましては、全国会議の「合格証に関するガイドライン」及び「**適**マークの使用承認申請及び取扱いに関するガイドライン」に基づき、当該工場に対して令和 6 年 12 月 25 日付けで**適**マークの使用停止を通知致しました。

従いまして、当該工場は 12 月 25 日以降、令和 6 年度の有効期間（令和 7 年 3 月 31 まで）及び令和 7 年度中は**適**マーク使用に適合する工場としての生コンクリートの出荷は出来ないこととなりますのでご承知置き下さい。

なお、ご不明点等ございましたら事務局までご連絡いただければ幸いに存じます。

敬具

㊦ マーク以外の工場を選定する場合の対応（参考）

受注者に対し、以下の項目について確認及び提示を求める。なお、この対応は、令和9年3月31日までの有効期限とする。

1. J I S工場の確認

受注者は、J I S工場であることを確認するとともに、認証書の写しを保管し、レディーミクストコンクリートを使用するまでに監督員に提示する。

2. 技術者の確認

受注者は、レディーミクストコンクリートを製造している工場に出向き、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐していることを確認のうえ、資格証等で本人確認を行い、その写しを保管し、レディーミクストコンクリートを使用するまでに監督員に提示する。

3. 配合試験（圧縮強度試験を含む）への臨場

受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験に臨場し品質を確認するとともに、品質管理データについてレディーミクストコンクリートを使用するまでに監督員に提示する。

品質管理データとは、配合試験で実施した材料の計量、スランプ、空気量、塩化物量、圧縮強度試験に関するデータをいう。

ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績がある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。この場合、レディーミクストコンクリートの種類は問わないが、捨てコンクリート等呼び強度をもたない配合のものは対象としない。

また、他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができるのは、㊦マーク停止期間中に配合試験（圧縮強度試験を含む）への臨場が行われ、品質の確認を受けたものを有効とする。

4. 資料の提示

受注者は、次の資料を整備及び保管し、レディーミクストコンクリートを使用するまでに監督員に提示する。

- ① レディーミクストコンクリート配合計画書
- ② 別紙2に示す材料に関する確認資料

5. 納入書の提示

受注者は、納入書（伝票）を整備及び保管し監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示する。

## 材料に関する確認資料

試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	施工前1ヶ月以内および産地が変わった場合。	
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	施工前1ヶ月以内および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	施工前1年以内および産地が変わった場合。	
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合6.0%以下その他の場合7.0%以下)	施工前1ヶ月以内および産地が変わった場合。	
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	施工前1年以内および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
骨材中の粘土現量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	施工前1ヶ月以内および産地が変わった場合。	
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	施工前6ヶ月以内および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	施工前1ヶ月以内	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	施工前1ヶ月以内	
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	施工前1年以内および水質が変わった場合。	
	回収水の場合： JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	施工前1年以内および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。

- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量 (Cl<sup>-</sup>) は0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。

### 3. 塩分の浸透防止

受注者は、土木工事においては、外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

## 第3節 レディーミクストコンクリート

### 1-3-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) を適用する。

### 1-3-3-2 工場の選定

#### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。

- (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の**確認**を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

#### 2. JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編1-3-3-2第1項 (1) により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

なお、第1編1-3-3-2第1項 (1) により選定した工場が製造するJISマーク表示のさ